

パレスチナ人民を虐殺と飢餓から救うために日本政府に緊急に行動を求める意見書

パレスチナ・ガザの人々の命と人権が、重大な危機に瀕（ひん）しています。

イスラエルは、国際社会の圧倒的多数の声を無視して、ガザ地区などへの国際法違反の無差別攻撃を繰り返し、2023年10月以降の犠牲者は6万2千人を超えています。

今年1月には、人道支援の中心的な役割を担ってきた国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の活動を禁止する法律を施行し、食料や医薬品などの人道支援物資の搬入を妨げています。米国の関与のもとで「ガザ人道財団」が2月に創設されましたが、400カ所あった食料配給所は4カ所に激減し、食料を求めて集まった住民に対する発砲・殺害が相次いでいます。被害者の8割は子どもと女性です。病院やジャーナリストを狙い撃ちするなど、国際的に非難が高まっています。

国際NGO115団体は7月23日の共同声明で、「すべての陸路を開通し、食料や清潔な水、医療物資、避難用品、燃料の供給を国連主導の仕組みという原則を通じて再開すること」を求めています。日本を含む26カ国と欧州連合（EU）の外相は8月12日、共同声明を発表し、イスラエルに対し、すべての支援物資のガザ地区への搬入を認めるよう求めました。

一方、イスラエル政府はガザ市の制圧等に関する計画の決定を発表し、軍事作戦を拡大しています。国際社会が一致協力して、イスラエルの戦争犯罪・ジェノサイドを止めることは急務です。

国連総会は昨年、国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見に基づき、イスラエルに対し占領政策の1年以内の終結を求め、加盟国にはイスラエルへの武器輸出、違法入植地からの輸入禁止など、非軍事的措置・制裁の実施を呼びかける決議を採択しました。

現在、パレスチナを国家承認している国の数は国連加盟193カ国中147カ国、国連加盟国の4分の3にのぼり、主要7カ国（G7）でも、フランス、イギリス、カナダが相次いで表明しましたが、日本政府はいまだに表明していません。

以下、憲法9条を持つ国として、日本政府が緊急に行動するよう求めます。

1. パレスチナの国家承認をただちに行い、国際社会と共同し、イスラエル及びパレスチナ国家による2国家解決を求めること。
2. イスラエル企業からの無人攻撃機（攻撃型ドローン）の輸入を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書として提出する。

令和7年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀福志郎	}	宛
参議院議長	関口昌一		
内閣総理大臣	石破茂		
外務大臣	岩屋毅		